資料3

# 刈谷市下水道事業

# 計画区域の見直しについて

令和7年10月15日

# 計画区域の見直し

## 主旨

下水道事業の独立採算を確保し、安全・安心で持続可能な下水道サービスを市民に提供するため、かつ、令和7年5月19日の答申書における附帯意見として、「市街化調整区域の新規整備について、整備後の下水道使用料改定による市民の負担増や事業経営への影響、災害時の対応等を考慮し、浄化槽の活用を視野に入れた上で、計画区域の見直しについても検討されたい」との意見をいただいたことから、市街化調整区域の新規整備の見直しを行います。

## 現状

- 市街化調整区域の下水道整備は、市街化区域に隣接している区域や主な既存集落などでの整備は進んでいますが、民家が点在している区域や道路が狭い区域では、整備効率が悪く、整備費が割高になることなどの理由から、採算性が低く、新規整備の進捗が鈍化しています。
- 今後は、下水道管の改築工事が急増する見込みであるため、採算性が低い区域の新規整備を行うことは、事業経営の観点から困難となっています。
- 令和6年度末時点の未整備区域面積は約927haであり、すべてを整備するためには膨大な事業費が必要です。
- 流域下水道の負担金（資本費及び建設費）は、計画汚水量に応じて金額が決まるため、新規整備の見込みが立たない区域が計画に入っていることで、費用負担が増加しています。

# 計画区域の見直し

## 方針

市街化調整区域における下水道整備の計画区域を見直し、都市計画マスタープランにおいて新市街地検討ゾーンに位置付けられた区域と民間投資によって採算性を見込むことができる区域とします。

今回の見直しでは、下水道事業の最終形を示した「基本計画」の計画区域を見直します。

## 今後の流れ

- 下水道を整備する区域を決める「汚水適正処理構想」を見直し、上記の方針に沿った計画区域とします。
- 汚水適正処理構想の見直しにあたっては、パブリックコメントを実施し、市民からの意見を募集します。

# 計画区域の見直し（案）

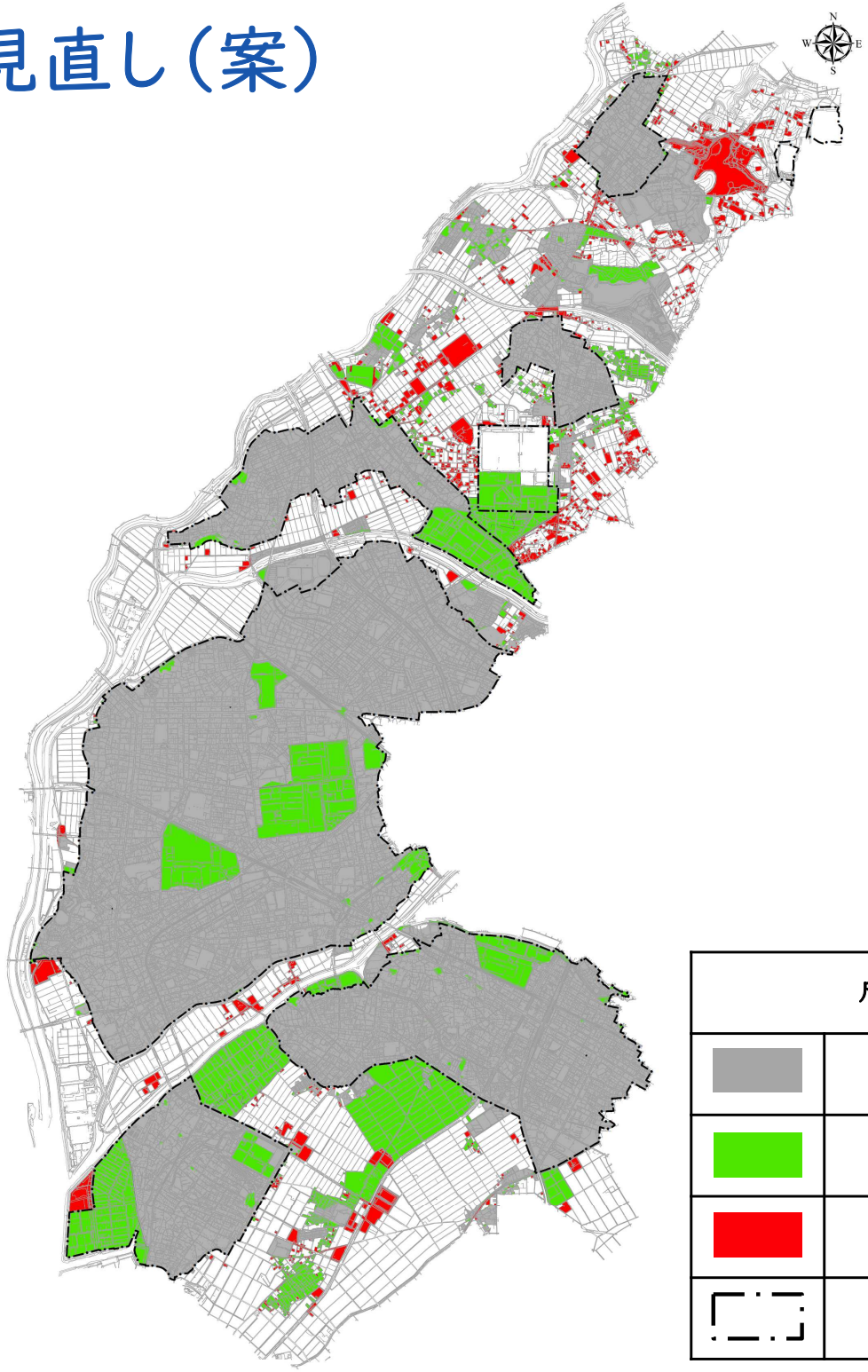


| 凡例 | |
|---|---|
| | 整備済み区域 |
| | 計画区域 |
| | 見直し区域 |
| | 市街化区域 |